



## 新入学準備金(就学援助)受給申請を受け付けます

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。

今年4月に新1年生(小学生・中学生)となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である**新入学用品費(入学準備金)のみ3月に先行して支給を行います**。希望する保護者は、期間内に申請してください。

### ▶ 対象者

- 申請期間内に須恵町内に住民登録がある人で、令和6年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
- 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人  
※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。

### ▶ 申請期間

2月1日(木)～21日(水)まで  
8時30分～17時15分(土日祝日を除く)  
※2月21日(水)は夜間役場のため20時まで受け付けます。

※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

### ▶ 申請場所

役場2階 学校教育課窓口

### ▶ 申請に必要なもの

校納金口座振替を希望する口座通帳(西日本シティ銀行または粕屋農協のみ)

### ▶ 提出書類

令和6年度新入学準備金受給申請書(役場2階 学校教育課窓口備え付け)

※令和5年1月2日以降に須恵町に転入した世帯は、18歳以上の世帯全員の令和5年度所得証明書が必要です。

次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。

- 児童扶養手当の証書(写し)
- 遺族年金・障がい年金受給金額が分かる書類(写し)

！今回は「**入学準備金のみ**」の受給申請です。学用品費、給食費などの援助が必要な人は、改めて「**令和6年度就学援助制度**」の申請(6月予定)が必要です。詳細は須恵町ホームページをご覧ください。

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線241)



## 令和6年度 学童保育所新規利用申し込みについて

4月から新規で学童保育所の利用を希望する児童の申し込みについて、下記のとおりお知らせします。

### ▼ 申込書類配布

- **配布開始** 1月24日(水)～
- **配布場所と時間**  
就学中または就学予定の小中学校の学童保育所  
月曜日～金曜日 14時～18時(祝日除く)

### ▼ 申込書類受付

- **受付期間** 2月1日(木)～22日(木)
- **受付場所と時間**  
就学中または就学予定の小中学校の学童保育所  
月曜日～金曜日 14時～18時(祝日除く)

### ▼ 入所要件

- ① 須恵町立小学校に就学中または就学予定であること
- ② 集団行動が可能であること
- ③ 保護者が就労などにより昼間家庭にいないこと

### ！ ご注意ください

- ① 利用申し込みは年度ごとに必要です。
- ② 定員を超えた場合、学年および勤務時間など総合的な選考により入所を決定します。そのため、期間内の申し込みであっても入所できない場合がありますので、ご了承ください。

### ▼ 学童保育所一覧

- **須恵第一学童保育所** 大字上須恵962-2 (須恵第一小学校区)
- **須恵第二学童保育所** 大字植木290-1 (須恵第二小学校区)
- **須恵第三学童保育所** 大字旅石84-4 (須恵第三小学校区)

※学童保育所の継続利用を希望する児童については、すでに在籍している学童保育所よりお知らせをしています。

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)

### 手続きはお済みですか？



## 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について

令和5年10月～12月分

下記の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	申請締め切り
① 届出保育施設の利用料	10月～12月分利用料償還払いの申請	1月31日(水)まで
② 私立幼稚園の預かり保育利用料	※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。	
③ 認定こども園1号の預かり保育利用料	※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご覧ください。	
④ 待機児童支援助成金	10月～12月分の助成金申請 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人、前回申請していない人は、役場1階 子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例：届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	

※申請の対象かどうか分からないなど、ご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150・154)



## ひきこもりについて相談しませんか？

身近なところで相談ができるように、福岡県ひきこもり地域支援センターが相談会を行います。一人で悩まず、ぜひご相談ください。なお、相談を希望する場合は予約が必要です。

### ▶ 日 時

- 2月14日(水)
- ① 10時～
  - ② 13時～
  - ③ 15時～

### ▶ 場 所

役場2階 エレベーター横会議室

### ▶ 予約方法

役場1階 福祉課窓口または電話で予約



☎ 福祉課 一般福祉係 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線126)